

鎌倉市住民協定一覧 (その1)

R 8. 3 現在

No.	自治会等の名称	区域(申請者)	主な協定内容											備考 (※記載内容はあくまで一部です。 詳細は必ず協定書等をご確認ください。)				
			外壁後退m	高さ		地階除く階数	北側斜線	建蔽率%	容積率%	敷地		戸建専用住宅	二世帯住宅		共同住宅			
				最高m	軒高m					面積㎡	分割							
1	鎌倉城廻自治会	城廻				2							×	×	○	×	1区画に2棟以上の住宅を建築すること、1区画を分割して第三者に譲渡あるいは相続することを禁止(ただし1区画で法地を除く平坦地が264㎡以上ある場合には、132㎡以下の平坦な土地が生じない限り、割譲可)	
2	手広片岡町内会	手広				2									○	×	建物は一区画一戸の個人専用住宅とする	
3	琵琶苑自治会	笛田		8									×		○	×	診療所、公民館は原則として可 店舗併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎等は不可	
4	新鎌倉山自治会	腰越・津		8		2							×	×	○	○	×	民泊施設、貸別荘、シェアハウス、ケアハウス、グループホーム、その他類する施設は不可 分割後の区画が165㎡以上の場合には別途協議 隣家の日照保護等に配慮し、隣接住民の了承を得るようにする 屋上には原則として階段室、工作物等は設置しない
5	西鎌倉住宅自治会	西鎌倉		8						50坪以上					○	○	×	隣家の日照(隣地距離・位置・屋根の形態)に配慮 臭気等(ボイラー・クーラーの位置等)に配慮 敷地分割は50坪以上の場合のみ(ただし法地は含まない)
6	南鎌倉自治会	腰越・津											×	×	○	○	×	緑地の造成や環境破壊につながる樹木の伐採不可 鉄筋のないブロック塀等の築造不可
7	高野台自治会	高野	1.0 1.5		6.5	2							×		○	○	○	診療所、日用品等を販売する店舗併用住宅及び公益上必要な施設で、協定の目的に反しないと認められた場合は建築可 分割は、やむを得ない事由があり委員会の承諾を得た場合のみ可
8	住友常盤自治会	常盤	1.0 1.5	8	6.5	2	○	40以下 80以下					×		○	○	○	兼用住宅で、事務所、学習塾・華道教室・囲碁教室及び診療所等は、事前協議により認められる場合あり 分割は、協定の目的に支障なく、事前協議により認められた場合のみ可
9	今泉台町内会	今泉台											×	×	○	○	×	分割後の一区画の面積が165㎡以上の場合、分割事情により、地形・景観・近隣関係などで問題がなければ、許容されることもある
10	笛田東芝町内会	笛田		9						40坪以上					○	×	診療所・公民館は可 店舗併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎、民泊施設は不可	
11	七里ガ浜東三丁目2番・3番	七里ガ浜東											×	×	○	×	寮不可 長屋は自治会に要確認 (自)	
12	御所ヶ丘自治会	腰越・津								45坪以上					○	○	×	日照等への配慮、臭気等への配慮(ボイラー・クーラーの位置・構造) 敷地分割については自治会と事前協議 共同住宅は極力避けること
14	諏訪ヶ谷町内会	津西														×	日照、隣地距離等への配慮 騒音、臭気に配慮(クーラー等の位置・構造)	

外壁後退については、(上段) 隣地境界線から
(下段) 道路境界線から

(自) は自主まちづくり計画あり

鎌倉市住民協定一覧 (その2)

R 8. 1 現在

No.	自治会等の名称	区域(申請者)	主な協定内容											備考 (※記載内容はあくまで一部です。詳細は必ず協定書等をご確認ください。)				
			外壁後退m	高さ		地階除く階数	北側斜線	建蔽率%	容積率%	敷地面積㎡	敷地分割	宅盤変更	戸建専用住宅		二世帯住宅	共同住宅	緑化・生垣	
				最高m	軒高m													
17	雪ノ下目	雪ノ下	0.5		3													(合意書) 地盤面を道路面に合わせる
18	材木座目	材木座		10	3													(覚書)
19	浜上山会	腰越		10	8	2							○	○	×			日照、騒音等に配慮
20	七里ガ浜東四丁目2番、七里ガ浜東二丁目30番、32番、33番	七里ガ浜東											×	×	○	○	×	寮、長屋不可 日照、眺望等の尊重 店舗は、商店街地域以外不可
21	腰越五丁目15番～18番	腰越			2								○		×			寮、長屋不可 屋上不可 日照、眺望、プライバシーに配慮
22	七里ガ浜自治会	七里ガ浜								50坪以上			○	○	×			長屋不可 店舗不可 敷地形状の変更は周辺環境等の保護を遵守
23	星和城廻自治会	城廻								30坪以下不可			×	○		×	○	建築する際は事前に自治会長に届出 一区画を30坪以下に細分割しての利用及び転売不可 フェンスの高さは1.5m以下
24	七里ガ浜東三丁目8番～10番 稲村ガ崎五丁目19番	七里ガ浜東ほか											×	×	○	○	×	寮、3戸建以上の長屋不可
25	七里ガ浜東四丁目16番、17番の一部、26番	七里ガ浜東			2								×	×	○	○	×	店舗併用住宅不可 寮不可、長屋は自治会に要確認 眺望、日照、プライバシーへの配慮 屋上はできるだけ設けない
26	新風台自治会	関谷			2								×	×	○	○	×	長屋不可 高い塀等不可 土盛りは10cm以下
27	大平山町内会	寺分ほか			2 地下1					50坪以上			×	○		×		専用住宅のみ可
29	七里ガ浜東四丁目3番3号～12号、4番3号～6号、7番	七里ガ浜東			2								×	×	○	○	×	寮不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない
30	七里ガ浜東三丁目19番、22番 稲村ガ崎五丁目34番～39番	七里ガ浜東ほか			2								×	×	○	○	×	寮不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない

外壁後退については、隣地境界線から

○ は自主まちづくり計画あり

鎌倉市住民協定一覧 (その3)

R 8. 1 現在

No.	自治会等の名称	区域(申請者)	主な協定内容											備考 (※記載内容はあくまで一部です。 詳細は必ず協定書等をご確認ください。)					
			外壁後退m	高さ		地階除く階数	北側斜線	建蔽率%	容積率%	敷地			二世帯住宅		共同住宅	緑化・生垣			
				最高m	軒高m					面積㎡	分割	宅盛変更							
32	七里ガ浜東四丁目6番、10番、11番	七里ガ浜東				2							×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない	自
33	鎌倉山萩郷自治会	笛田											×	×	○	○	×	店舗併用住宅、長屋、寄宿舎不可 近隣に迷惑を及ぼす高い屏等不可	
45	七里ガ浜東二丁目9番～39番(30番、32番の一部、33番を除く)	七里ガ浜東				2							×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない	自
51	七里ガ浜東三丁目2番ほか	七里ガ浜東				2							×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない	自
52	七里ガ浜東四丁目12番ほか	七里ガ浜東				2							×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない	自
53	七里ガ浜東五丁目1番、2番ほか	七里ガ浜東				2							×	×	○	○	×	寮は不可、長屋は自治会に要確認 屋上はできるだけ設けない	自
55	玉縄五丁目山百合公園地	玉縄				2					40坪以上		×	○				日照、プライバシーへの配慮	
56	浄明寺胡桃ヶ谷(住友)地区	浄明寺		8				40	80		50坪以上		×	○	○	×		景観形成地区(最低敷地面積等の条例あり→都市景観課へ) 寮、長屋不可 店舗兼用住宅不可	
57	山ノ内西瓜ヶ谷団地自治会	山ノ内											×	△	○	○	×	分割について、やむを得ぬ事情が生じた場合、事前に委員会と協議し解決を図ること 寮、長屋不可 土地形質等の変更は、事前に委員会との協議が必要	
60	早雲台住宅地	城廻				2					50坪以上		△	×	○		×	寮、長屋不可 100坪未満の敷地の分割譲渡不可 分割後の敷地が50坪未満の分割譲渡不可	
62	玉縄二丁目地	玉縄				2					40坪以上		×	○				日照、プライバシーへの配慮	

自 は自主まちづくり計画あり

鎌倉市住民協定一覧 (その4)

R 8. 1 現在

No.	自治会等の名称	区域(申請者)	主な協定内容											備考 (※記載内容はあくまで一部です。詳細は必ず協定書等をご確認ください。)			
			外壁後退m	高さ		北側斜線	建蔽率%	容積率%	敷地面積㎡	敷地分割	宅盤変更	戸建専用住宅	二世帯住宅		共同住宅	緑化・生垣	
				最高m	軒高m												
63	扇ガ谷・御成町の景観をまもる会	扇ガ谷・御成町	10														日照、通風を遮る、プライバシーを侵害するおそれのある建物の建築不可
64	津西緑和会	津西							×	×	○		×				分割後の面積が50坪以上になる場合は、景観等に問題がなければ許容されることもある
65	玉縄五丁目・関谷地区	玉縄・関谷			2					40坪以上	×	○					日照、プライバシーに配慮
66	鎌倉城山自治会	城廻			2						×	○	×	○			フェンスの高さ1.5m以下 事前に自治会長に届出が必要
68	西鎌倉山自治会第16第17第18ブロックとその周辺	腰越・津								50坪以上		○		×			寮は不可 建物は現状の一区画に戸建専用住宅一棟とする (自)
69	一の鳥居東、由比ガ浜の景観をまもる会	由比ガ浜	12														高さが10mを超える場合、境界線から建物壁面までの距離は1m以上 (自)
70	大御堂住宅地	雪ノ下										○	○	×			寮、長屋は不可 敷地形状を変更する場合、周辺の住環境、生活環境等を遵守
71	鎌倉うぐいす山地域	山崎															近隣住宅との調和、日照、眺望及びプライバシーの配慮
72	山王台自治会住民協定	扇ガ谷										○		×			民泊施設、貸別荘、共同住宅、その他営利を目的とした施設は不可 シェアハウス、グループホーム、ケアハウス、教室・事務所などは自治会に要確認
73	稲村ガ崎二丁目住民協定	稲村ガ崎			2						×						民泊施設、貸別荘として利用する場合は、稲村ガ崎自治会に協議・登録が必要
74	長谷2丁目18番及び20番から22番住民協定	長谷	10										○				造成・建築の際、近隣説明が必要 高さ制限は8mの努力目標あり 高齢者向け住宅、病院、ケアハウス、デイサービス、グループホーム、ワンルームマンション、ホテル、葬儀場など不特定多数の人が集まる施設は不可。その他の用途については要協議 区域内の既存樹木の伐採は不可 長谷二丁目・坂ノ下地内住民協定(都市計画課所管分)あり
75	稲村ガ崎五丁目(10班・11班AB・3班A)住民協定	稲村ガ崎			2							○		○			民泊施設、貸別荘、シェアハウス、営利目的施設、短期賃貸施設(転貸含)は不可 グループホーム、ケアハウス、教室などは要協議
76	由比ガ浜西自治会住民協定	由比ガ浜	10										○				共同住宅は小規模、屋上及び共有部分には地域住民避難スペースを設置 大規模集客商業施設不可 宅盤は敷地内平均を上限 高さ制限は8mの努力目標あり 近隣住宅との調和、日照、眺望、プライバシー及びエアコン等設置物の配慮 自然の保全及び海岸沿い景観の維持向上

(自) は自主まちづくり計画あり

鎌倉市住民協定一覧 (その5)

R 8. 1 現在

No.	自治会等の名称	区域 (申請者)	主な協定内容											備考 <u>(※記載内容はあくまで一部です。詳細は必ず協定書等をご確認ください。)</u>			
			外壁後退 m	高さ m		地階除く階数	北側斜線	建蔽率%	容積率%	敷地面積 ㎡	敷地 分割	戸建専用住宅 宅盤変更	二世帯住宅		共同住宅	緑化・生垣	
				最高	軒高												
77	鎌倉市稲村ヶ崎五丁目 (2B班) 住民協定	稲村ヶ崎				2								○	○	民泊施設、貸別荘、シェアハウス、営利目的施設、短期賃貸施設(転貸含)は不可 グループホーム、ケアハウス、教室などは要協議	
78	由比ガ浜2丁目、 3丁目目の 住民協定	由比ガ浜		10											○	○	高さ制限は8mの努力目標あり。 周辺環境との調和、日照、雨水排水、音響、プライバシーへの配慮。病院、宿泊施設、葬儀場不可。共同住宅は9戸まで。植栽の指定有。
79	鎌倉市佐助二丁目 (9E班, 9G班, 9H班ほか) 住民協定	佐助				2								○	○	建築物の一部もしくは全部を、民泊施設、貸別荘、シェアハウス、短期賃貸施設(転貸含)などの住宅以外の用途とすることは不可 グループホーム、ケアハウスなどは要協議	
80	鎌倉山町内会	鎌倉山 ほか															「民泊事業等」(「貸別荘」、「シェアハウス」、「レンタルスペース」など不動産を活用する(営利・非営利、宿泊の有無を問わず)鎌倉山住民以外の不特定多数の利用者がかかわる事業)について要件有
81	小町上町明光自治会 及び周辺 「住民協定」	小町												○	○	○	民泊施設や貸別荘が目的で建設・改築、利用することは認めない。コインパーキングは原則禁止。 店舗については要件あり。周辺環境に要配慮。